

(資料 1)

## 親子会社等の基準について

親子会社等とは、資本関係・人的関係にある者同士をいい、以下の 1 から 3 までのいずれかの基準に該当する者同士とする。

### 1 資本関係

以下のいずれかに該当する者同士

- (1) 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

### 2 人的関係

以下のいずれかに該当する者同士。ただし、(1)については会社等の一方が民事再生法に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- (1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
  - ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
    - ア 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
    - イ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
    - ウ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
    - エ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
  - ②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
  - ③会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
  - ④組合の理事
  - ⑤その他業務を執行する者であって、①から④までに掲げる者に準ずる者
- (2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により専任された管財人を現に兼ねている場合
- (3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

### 3 その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその組合員の関係にある者など、上記 1 又は 2 と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合